

「都市農村交流アンバサダー事業」業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨及び概要

発注者が実施する都市農村交流事業について、多くの若者に関心を持って実際の活動に参加してもらうために、受注者は①事業内容を紹介する動画の制作及び納品②公式 LINE アカウントの制作及び運用を行う。また、受注者は発注者に対して、多様な若者からの都市農村交流事業に関する広報活動や既存事業の改善点等について提言を行う。

「発注者」とは、富山県。
「受注者」とは、発注者より直接本委託業務を受注した者。

2. 委託業務名

「都市農村交流アンバサダー事業」業務委託

3. 委託業務の内容等

「都市農村交流アンバサダー事業」業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり

4. 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

ただし、下記業務内容の履行期限は以下のとおりとする。

- (1) 富山県都市農村交流アンバサダーの募集：令和6年8月16日(金)
- (2) 広報動画の制作：制作完了後都度納品
- (3) 若者参加型 都市農村交流事業の企画提言 中間報告：令和6年9月13日(金)
最終報告：令和7年1月31日(金)
- (4) 都市農村交流事業における広報発信に関する提言：発注者からの依頼により都度提言
- (5) LINE 公式アカウントの制作・運用：令和7年2月7日(金)

5. 予算額（委託料の上限額）

金 405 万円（消費税及び地方消費税含む）

※上記委託料の上限額は、契約時の予定額を示すものではない。

6. 参加資格及び条件

本プロポーザルの参加資格は次に掲げる条件のすべてを満たすこと。

- (1) 富山県内に活動拠点があること。
- (2) 提案内容を確実に遂行できる十分な執行体制及び企画制作能力を有していること。
- (3) 富山県内に在住する18歳以上～35歳以下(令和6年4月1日現在)の若者と連携し、業務を遂行できること。
- (4) 事業所の所在地については県内外を問わないが、必要に応じて作業報告、打合せ(Web会議システムを含む)等ができる体制が整っていること。

- (5) プロポーザルへの参加に必要な諸手続に遺漏がないこと。
- (6) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (7) 都道府県税や消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (10) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められること。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められること。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められること。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していること。

7. 参加手続き

- (1) プロポーザルへの参加を希望する場合は、プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）をメールにて、令和 6 年 7 月 16 日（火）17 時まで提出すること。
- (2) 質問は、令和 6 年 7 月 16 日（火）17 時までメールにて受付けます。
 - 様式は任意とし、電話及び口頭による質問は受け付けません。
 - 回答は、令和 6 年 7 月 19 日（金）17 時まで、全ての参加者に電子メールにより通知します。なお、以下の質問については回答いたしません。
 - ア 評価基準の配点に関する質問
 - イ 他の応募者に関する質問
 - ウ その他、プロポーザルに参加する者として適切でない質問
- (3) 申込（応募・質問）方法及び申込（応募・質問）先
 - ① 申込方法 下記のアドレス宛に電子メールで提出
 - ② 申込先

<宛先>富山県農林水産部 農村振興課 都市農村交流係

<件名>【応募】「都市農村交流アンバサダー事業」業務委託

【質問】「都市農村交流アンバサダー事業」業務委託

<本文>担当者を必ず記載（事業者名、役職、氏名、E-mail アドレス等）

<アドレス>anosonshinko@pref.toyama.lg.jp

送信した後に、必ず、到達確認の電話を平日午前8時30分から午後5時15分まで
をお願いします。

TEL (076) 444-3380 （担当：糸^{いと}氏、川崎）

8. 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を申し込みされた事業者は、仕様書を踏まえ、次のとおり、企画提案書等をご提出ください。

(1) 提出書類

ア 次の①～③の書類を PDF データでメールにて提出すること。(書類の様式は任意とする。)

① 業務の実施体制等

- a. 事業者の業務概要
- b. 業務を進めるため事業者内の実施体制及び配置担当者等
- c. 類似業務の過去実績 (LINE 公式アカウントの制作・若者を対象とした調査に関する過去実績)
- d. 18 歳以上～35 歳以下の若者のニーズについての調査手法

② 企画提案書

- a. 業務の取組み方針
- b. 業務の企画提案内容
 - ・広報動画制作までの流れ(都市農村交流アンバサダーの募集、広報動画内容の検討等)
 - ・LINE 公式アカウント(LINE 公式のアカウント表示画面案、導入機能等)
- c. 上記 b. にかかる作業工程表

③ 経費見積書

上記 5 の予算範囲内で作成願います。

- a. 本委託業務を履行するための経費を算出し、見積書を提出すること。
- b. 明細等をできるだけ明らかにすること。

イ 参加事業者 1 者につき、1 案の提出とすること。

ウ 提出書類等は、すべて A 4 版に統一すること。

(2) 留意事項

ア 提出書類の作成及び今回の応募に係る一切の費用はすべて参加者の負担とする。

イ 提出書類の差替え及び再提出は認めない。

ウ 次に掲げる場合については提案を無効とする。

- ・所定の期限及び方法で、提出書類を提出しなかった場合。
- ・本プロポーザルに関する条件、指示事項に違反した場合。
- ・1者1案を超えて提出したもの。

(3) 提出期限 令和6年7月23日(火)17時必着

(4) 提出方法及び提出先

①提出方法 下記のアドレス宛に電子メールで提出

②提出先

<宛先>富山県農林水産部 農村振興課 都市農村交流係

<件名>【企画提案書】「都市農村交流アンバサダー事業」業務委託

<本文>担当者を必ず記載(事業者名、役職、氏名、E-mail アドレス等)

<アドレス>anosonshinko@pref.toyama.lg.jp

送信した後に、必ず、到達確認の電話を平日午前8時30分から午後5時15分まで
お願いします。

TEL (076) 444-3380 (担当: 糸^{いと}氏、川崎)

9. 審査方法及び審査結果

(1) 審査方法

提出された企画提案書をもとに書面審査により委託業者を選定します(プレゼンテーションは行いません。)。なお、提出のあったすべての企画提案書が本業務に相応しくない^いと判断された場合、委託業者を選定しない場合があります。

(2) 審査の観点

- ① 事業の趣旨に沿っているか。
- ② 実現性の高い内容であるか。
- ③ 確実に事業実施できる体制を有しているか。
- ④ 18歳以上~35歳以下の若者と連携し事業を実施する能力を有しているか。
- ⑤ 若者を対象とした調査実績があり、本事業を遂行する能力を有しているか。
- ⑥ LINE公式アカウントの制作実績があり、本事業を遂行する能力を有しているか。
- ⑦ 経費の内訳が妥当なものとなっているか。

(3) 結果通知

審査結果は、後日、書面で採否のみ通知します。また、審査結果に対する異議申し立てはできません。

10. 契約

採用事業者とは、内容を別途協議のうえ、契約を締結します。契約相手方が必要な契約条件に合致しない場合は、契約締結を行わない場合もあります。この場合、次点者と契約締結について協議します。

11. その他

- (1) 業務委託により作成した成果物及びそれに係る著作権は、発注者に帰属します。
- (2) 受注者は、業務を行うにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

12. 今後のスケジュール

令和6年7月8日(月)	公募開始
令和6年7月16日(火)	プロポーザル申込み締切り
令和6年7月16日(火)	プロポーザル質問締切り
令和6年7月19日(金)	プロポーザル質問への回答期限
令和6年7月23日(火)	企画提案書の提出締切り
令和6年7月末から8月上旬	委託業者選定

「都市農村交流アンバサダー事業」業務委託仕様書

1 委託業務の名称

「都市農村交流アンバサダー事業」業務

2 業務の概要

発注者が実施する都市農村交流事業について、多くの若者に関心を持って実際の活動に参加してもらうために、受注者は①事業内容を紹介する動画の制作及び納品②公式LINE アカウントの制作及び運用を行う。また、受注者は発注者に対して、多様な若者からの都市農村交流事業に関する広報活動や既存事業の改善点等について提言する。

「発注者」とは、富山県。

「受注者」とは、発注者より直接本委託業務を受注した者。

3 業務委託の期間

契約締結の日から令和7年3月31日(月)まで

ただし、下記業務内容の履行期限は以下のとおりとする。

(1) 富山県都市農村交流アンバサダー^{*1}の募集：令和6年8月16日(金)

(2) 広報動画の制作：制作完了後都度納品

(3) 若者参加型 都市農村交流事業の企画提言 中間報告：令和6年9月13日(金)

最終報告：令和7年1月31日(金)

(4) 都市農村交流事業における広報発信に関する提言：発注者の依頼により都度提言

(5) LINE 公式アカウントの制作・運用：令和7年2月7日(金)

富山県都市農村交流アンバサダー^{*1}

発注者が指定(実施)する都市農村交流事業^{*2}に参加し、県内外の若手に事業内容を周知・参加を促すため、若者目線での広報動画の制作・多くの若者の参加ニーズに合った新たな都市農村交流事業及び既存の都市農村交流事業について企画提言等を実施する者。

発注者が指定(実施)する都市農村交流事業^{*2}

とやま帰農塾、とやまノームステイ、とやま農泊、とやま農業・農村サポーター等

・とやま帰農塾：<https://gt-toyama.net/experience/>

・とやまノームステイ：<https://gt-toyama.net/stay/>

・とやま農泊：<https://gt-toyama.net/vacance/>

・とやま農業・農村サポーター：<https://gt-toyama.net/supporter/>

4 業務の内容

(1) 富山県 都市農村交流アンバサダーの募集

受注者は、本事業の実施にあたり、多様な若手人材を「富山県都市農村交流アンバ

サダー」に任命し事業を実施する。そのため、受注者は下記の条件に該当する対象者を10名程度、令和6年8月16日(金)までに募集し、発注者に報告を行う。

- ア 18歳以上～35歳以下の者(令和6年4月1日現在)
- イ 発注者が指定(実施)する都市農村交流事業に参加が可能な者
- ウ 発注者が指定(実施)する都市農村交流事業に参加し、その体験を基にした広報動画の制作や新たな若者参加型の都市農村交流事業の企画や都市農村交流に関する広報について提言が可能な者
- エ 発注者が用いる広報媒体(ポータルサイト、LINE公式アカウント、YouTubeアカウント等)への出演が可能な者

(2) 広報動画の制作

受注者及び富山県都市農村交流アンバサダーは、発注者が指定(実施)する都市農村交流事業に参加し、県内外の若者に周知・参加を促すため、実際の体験を基にした広報動画を制作する。広報動画は、YouTube・Instagram・TikTokでの公開を想定し、最低30本制作する。受注者は、動画制作前に制作内容を発注者に確認すること。成果物の納品は、発注者の求めに応じて制作が完了したのから随時、データ(発注者が指定するファイル形式)で納品すること。なお、受注者は納品前に成果物内容を発注者へ確認し、必要に応じて修正を行うこと。

(3) 若者参加型 都市農村交流事業の企画提言

受注者及び富山県都市農村交流アンバサダーは、発注者が指定(実施)する都市農村交流事業に参加し、その体験を基に、多くの若者の参加ニーズに合った新たな都市農村交流事業及び既存の都市農村交流事業について企画提言を行う。企画提言は、中間報告・最終報告の2回実施する。報告時期については下記のとおりとする。

- a. 中間報告：令和6年9月13日(金)
- b. 最終報告：令和7年1月31日(金)

(4) 都市農村交流事業における広報発信に関する提言

発注者は都市農村交流事業に関する広報媒体(ポータルサイト、LINE公式アカウント、YouTubeアカウント等)の制作を行い、県内外の若者に広く情報を発信する予定である。ついては、広報媒体の制作にあたり、受注者は発注者から18歳以上～35歳以下の若者を対象としたニーズ調査に関する依頼がある場合は、その調査を実施し調査結果を発注者の指定する方法で報告すること。

(5) LINE公式アカウントの制作・運用

受注者は、県内外の若者に広く情報を発信するため、LINE公式アカウントの制作を行い令和7年2月7日(金)までに運用を開始すること。LINE公式アカウント名については、契約締結後、受発注者間の協議により決定する。

LINE 公式アカウントの制作にあたっては、下記の2点の機能を入れること。なお、受注者は、県内外の若者への都市農村交流事業の周知として効果があると考えられる機能が他にある場合は発注者へ提案すること。

a. リッチメニュー

リッチメニュー内のアクションボタン構成は下記の3つを最低限備えるものとする。なお、別に受注者がアクションボタンの内容に提案がある場合は、発注者と協議のうえ追加・変更する。

① 都市農村交流事業ポータルサイトの情報と連動した広報

富山県内の都市農村交流に関する情報をまとめた都市農村交流事業ポータルサイトの情報と連動した、「エリアからさがす」・「カテゴリーからさがす」等の検索項目を有すること。なお、ユーザーが「エリアからさがす」を選択した後に、富山県を模した簡易的な地図から直感的にエリアを選択し、情報を閲覧できるものとする。また、ユーザーが「カテゴリーからさがす」を選択した後に、都市農村交流事業ポータルサイトと連動したカテゴリーを表示し、直感的に選択し情報を閲覧できるものとする。

② 都市農村交流事業ポータルサイトへのリンク

③ イベント等の周知

発注者が企画するイベント等の情報掲載サイトへのリンク機能を付加する。

b. とやま農業・農村サポーター活動 獲得ポイント数^{*3}の表示

とやま農業・農村サポーター活動参加者の獲得ポイント数表示機能を入れる。

獲得ポイント数^{*3}

とやま農業・農村サポーターの活動に参加1回(半日)ごとにポイントが1ポイント付与される。合計3ポイント以上の獲得で活動地域等が用意している地域物産品と交換できる。

5 納品物品

業務終了後、下記の物品を納品すること。

- (1) 広報動画データを記録したメディア(CD-R、DVD-R等) 2組
- (2) 都市農村交流事業の企画提言を記録したメディア(CD-R、DVD-R等) 2組
- (3) 都市農村交流事業の広報発信に関する提言を記録したメディア(CD-R、DVD-R等) 2組
- (4) 会議・打ち合わせ記録 2組

6 その他

- (1) 受注者は、LINE 公式アカウントの制作にあたり、都市農村交流事業ポータルサイト制作業務委託受注者と適宜打ち合わせを実施すること。なお、都市農村交流事業ポータルサイト制作業務受注者の連絡先については、発注者より情報提供を行う。
- (2) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、発注者が保有するものとする。
- (3) 成果物については、原則として発注者が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。ただし、制作の都合上止むを得ず、著作権を発注者に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に発注者に申し入れを行い、了解を得ること。発注者に著作権等を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、発注者と協議すること。
- (4) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受注者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (5) 完成するまでの過程において、緊密に状況を報告するとともに、随時内容を確認し、修正を行うこと。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、受注者と発注者が必要に応じて協議するものとする。